

多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 タバコによる危険の防止（第6条—第8条）

第3章 受動喫煙の防止（第9条—第15条）

第4章 その他（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共の場における喫煙の制限等に関し必要な事項を定めることにより、タバコによる健康被害等（望まない受動喫煙及び20歳未満の者の受動喫煙（以下「望まない受動喫煙等」という。）による健康被害並びにタバコによる火傷等の身体への被害及び焼損等の物への被害をいう。以下同じ。）を未然に防止し、もって市民の健康及び安全を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に定めるところによる。ただし、「タバコ」とは、法第28条第1号に規定するたばこをいう。

（市の責務）

第3条 市は、タバコによる健康被害等が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、タバコによる健康被害等の防止に関する意識の啓発、環境の整備その他のタバコによる健康被害等を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 市は、前項のタバコによる健康被害等を防止するための措置の推進のため、タバコによる健康被害等の防止に関し必要な施策について、市民、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）及び旅客運送事業自動車等（以下「施設等」という。）の管理権原者（施設等の管理について権原を有する者をいう。）その他の関係者と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、タバコによる健康被害等について理解を深めるとともに、市が実施

するタバコによる健康被害等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者及び施設等の管理権原者の責務)

第5条 事業者（市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。）及び施設等の管理権原者は、その事業活動又は施設等の管理を行うに当たっては、タバコによる健康被害等を防止するための環境の整備に取り組むとともに、市が実施するタバコによる健康被害等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 タバコによる危険の防止

(タバコによる危険の防止)

第6条 何人も、喫煙に当たっては、タバコにより他者の身体又は物を害することがないように、周囲の状況に配慮しなければならない。

(歩きタバコ等の禁止)

第7条 何人も、タバコによる危険の防止のため、歩きタバコ等（歩行中及び自転車等に乗車中に喫煙をすることをいう。）をしてはならない。

(路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、特に喫煙を禁止すべき区域として市長が別に定める区域においては、喫煙をしてはならない。

第3章 受動喫煙の防止

(望まない受動喫煙等に係る配慮義務)

第9条 何人も、望まない受動喫煙等を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

2 何人も、20歳未満の者の周辺において喫煙をしないよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。）は、いかなる場所においても、その監護する未成年者に対し、受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。

(第1種施設の管理権原者の責務)

第11条 第1種施設（第14条第1項に規定する施設を除く。）の管理権原者は、当該施設の屋外の場所に特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない。

(第2種施設等の管理権原者の責務)

第12条 第2種施設等(第2種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいい、第14条第1項に規定する施設を除く。)の管理権原者は、当該第2種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ(健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。)附則第3条第1項に規定する指定たばこをいう。以下同じ。)のみの喫煙をすることができる場所として定めようとする場合においては、専ら喫煙をすることができる場所として定めるよう努めなければならない。

- 2 既存特定飲食提供施設(改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設をいう。)の管理権原者は、当該既存特定飲食提供施設に喫煙可能室(改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた改正法による改正後の法(以下「新法」という。)第33条第3項第1号に規定する喫煙可能室をいう。)を設置しようとする場合は、喫煙専用室(新法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいう。)を設置するよう努めなければならない。

(特定施設等の管理権原者の責務)

第13条 屋内に喫煙をすることができる場所がない特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下「特定施設等」という。)の管理権原者は、当該特定施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、屋内に喫煙することができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない。

(市の施設における措置)

第14条 市が設置又は管理する公用又は公共の用に供する施設(通常人の立ち入らない場所を除く。)においては、何人も喫煙をしてはならない。

- 2 前項の施設の管理権原者は、当該施設に喫煙場所を設けてはならない。
- 3 第1項の施設の管理権原者は、当該施設における喫煙を禁止しなければならない。

(適用除外)

第15条 次に掲げる場所については、前4条の規定は、適用しない。

- (1) 人の居住の用に供する施設(次号に掲げる場所を除く。)で規則で定める場所
- (2) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所(同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定す

る下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）

（３） 主に車両の交通の用に供する場所（歩道等を含み、自動車の交通の用に供さないもの及び交通以外の用途を主たる用途としている部分を除く。）

（４） 河川敷（公園に類する用途を主たる用途としている部分を除く。）

（５） その他前各号に掲げる場所に準ずる場所として規則で定める場所

２ 施設等の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該該当する場所については、前４条の規定は、適用しない。

第４章 その他

（違反に対する指導）

第16条 市長は、第7条及び第8条の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止、喫煙を禁止されている区域からの退出を求める等の指導を行うものとする。

（委任）

第17条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。